

閣 副 第 50 号
総 行 市 第 7 号
総 行 政 第 9 号
総 行 公 第 5 号
令和4年1月14日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
総 務 省 自 治 行 政 局 長
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官
総 務 省 自 治 行 政 局 公 務 員 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の
機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策
に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

今般、オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、感染拡大に更なる万
全を期す必要があります。

感染者数の増大に伴って、社会活動の維持の観点から、業務継続を確保するた
め、各府省においては、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラ
イン」(平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関
する関係省庁対策会議策定。「中央省庁業務継続ガイドライン」という。)を踏ま
え、業務継続計画に則った計画の着実な実行を進めているところです。

地方公共団体においては、住民の生命、財産等に直接関係する住民サービスを
提供しており、感染症発生時においても、住民の生命及び健康を保護するととも
に、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があり
ます。

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、
自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係
機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有するとされています。

地方公共団体においては、感染症発生時における機能維持及び必要な業務継
続を図るため、中央省庁業務継続ガイドラインや他の地方公共団体の策定事例

等（別紙1及び2）を参考に、業務について優先順位を検討し、強化・拡充すべき業務及び継続すべき一般業務など感染症発生時に継続する業務（「発生時継続業務」という。）と、それ以外の縮小・中断する業務に区分した上で、発生時継続業務に必要な動員等、組織全体として必要な業務体制の確保を図る必要があります。

つきましては、地方公共団体において、この趣旨に沿って、業務の区分及び体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえ、適切に対応して頂くようお願いいたします。

特に、身近な住民サービスを広く担う市町村において発生時継続業務が多いことから、都道府県において、市町村に周知を図るとともに、市町村の取組みを支援頂くようお願いいたします。

なお、今後、点検結果については、調査を実施する予定であり、詳細については、おってご連絡いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。